

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
 - ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（同）…一
 - 建築基準法による一団地の区域……………
 - ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一
 - 建築基準法による意見の聴取……………
 - ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…二
 - 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
 - ……………（環境局総務部環境政策課）…二
 - 居宅サービス事業者の指定……………
 - ……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…三
 - 介護予防サービス事業者の指定……………（同）…四
- 公 告**
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…四
 - 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（同）…四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 - ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 正 誤**
- 令和四年十月二十一日付東京都告示第千三百八十

九号……………五

告 示

●東京都告示第千四百六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第五十条の八第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 再開発会社の名称
神六再開発株式会社
- 二 市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業
- 三 事業施行期間
平成三十一年二月二十五日から令和六年八月三十一日まで
- 四 施行地区
渋谷区神宮前六丁目地内
- 五 事務所の所在地
渋谷区神宮前六丁目二十八番四号
- 六 施行認可の年月日
平成三十一年二月十五日
- 七 事業計画の変更の認可の年月日
令和四年十一月十五日

●東京都告示第千四百六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合
 - 二 事業施行期間
平成三十一年一月十一日から令和八年三月三十一日まで
 - 三 施行地区
中央区八重洲一丁目地内
 - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区八重洲一丁目七番十七号
 - 五 事業計画の変更の認可の年月日
平成三十一年一月十一日
- 令和四年十一月十五日

●東京都告示第千四百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市諏訪二丁目一番一から同番七
まで、二番、三番一から同番十二ま
で、四番、七番から十番まで、諏訪
三丁目一番、二番、同番二、三番、
四番、同番二から同番四まで、五番、
十一番、十八番、同番二、十九番の
一部及び二十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦
町四丁目六番三号)

●東京都告示第千四百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条
第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条
第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取
(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対
し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と
なる処分についての利害関係を記した書面を提出してくだ
さい。

令和四年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 公聴会を行う日時 令和四年十一月二十二日(火曜
日)午前十時から

二 公聴会を行う場所 東京都小平合同庁舎二階第二会議
室
小平市花小金井一丁目六番二十号

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指
導第二課指導第一担当(東京都小
平合同庁舎一階)
小平市花小金井一丁目六番二十号
電話〇四二(四六四)〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都知事 小池 百合子
建築敷地 東久留米市中央町三丁目千五百四十二番一
ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域及び十メートル第
一種高度地区
申 請 の 概 要

工事種別 新築
及び用途 事務所
敷地面積 約二、二八二平方メートル
建築面積 約二五〇平方メートル
延べ面積 約一九九平方メートル
構造及び 鉄骨造
階数 地上二階建て
高さ 四・七〇メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千四百七十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に
基づき、多摩都市モノレール(上北台)箱根ヶ崎)建設事
業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画

書」という。)の提出があつたので、条例第四十四条の規
定に基づき、次のとおり告示する。
令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地
(一) 事業者
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
多摩都市モノレール株式会社
代表取締役社長 醍醐 勇司
立川市泉町千七十八番九十二

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類
多摩都市モノレール(上北台)箱根ヶ崎)建設事業
モノレールの建設

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モ
ノレール上北台駅付近を起点とし、西多摩郡瑞穂町大字
箱根ヶ崎地内を終点とする約七・〇キロメートルの区間
にモノレールを建設するものである。

四 周知地域の範囲
東大和 立野二丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目及び上
市 北台一丁目の区域

武蔵村山市 緑が丘、学園一丁目、学園二丁目、学園三丁目、榎三丁目、三ツ藤一丁目、三ツ藤二丁目、三ツ藤三丁目、中原一丁目、中原二丁目、中原三丁目、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目及び岸一丁目の区域

瑞穂町 大字殿ヶ谷、大字石畑、大字武蔵及び大字箱根ヶ崎の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動、土壤汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年十一月十五日から同月二十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 東大和市市民環境部環境対策課
東大和市中心三丁目九百三十
- イ 武蔵村山市協働推進部環境課
武蔵村山市本町一丁目一番地の一
- ウ 瑞穂町住民部環境課
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二千三百三十五
- エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年十二月五日

(四) 提出先

- ア 持参又は郵送
東京都環境局総務部環境政策課
- 郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号
- イ 電子申請サービス
入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス
https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme nt/reading_guide/index.html

●東京都告示第千四百七十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定年月日

株式会社ソラ せらび小金井 小金井市貫井北町三丁目三十七番六号 令和四年四月一日

株式会社らいふ ホームステーションらいふ 高井戸 五番十四号 令和四年四月一日

A I A I L A I A I M 台東区竜泉一丁目十九番七号 令和四年四月一日

r e 株式会社 入谷 足立区東和一丁目十七番二十六号 令和四年六月一日

株式会社共立 ドーミー亀有 足立区東和一丁目十七番二十六号 令和四年六月一日

株式会社木下 リアンレーヴ 世田谷区上用賀一丁目二十番二十号 令和四年六月一日

H I T O W A イリーゼ葛飾 葛飾区西水元六丁目二番六号 令和四年六月一日

株式会社 ケアサービス 水元 令和四年六月一日

株式会社 株式会社東日 株式会社 草 杉並区上井草三丁目二十五番四号 令和四年六月一日

株式会社三英 家族の家ひま 板橋区赤塚七 令和四年六
堂商事 わり赤塚 丁目二十五番 月一日
九号

特定医療法人 デンマークI 調布市東つつ 令和四年七
社団 研精会 NNつつじヶ じヶ丘二丁目 月一日
丘 三十六番地一

●東京都告示第千四百七十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の
二第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定
したので、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則
(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二十三の
規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社ソラ	せらび小金井	小金井市貫井 北町三丁目三十七番六号	令和四年四月一日
	株式会社らいふ	ホームステーションらいふ	杉並区上高井 戸一丁目二十五番十四号	令和四年四月一日
	AIICALife Care株式会社	AIAIMISON	台東区竜泉一丁目十九番七号	令和四年四月一日
	株式会社共立メンテナンス	ドゥミール亀有	足立区東和一丁目十七番二十六号	令和四年六月一日
	HIITOWA ケアサービス株式会社	イリーゼ葛飾水元	葛飾区西水元 六丁目二番六号	令和四年六月一日

株式会社東日 ローベル上井 杉並区上井草 令和四年六
本福祉経営サ 草 三丁目二十五 月一日
ービス 番四号

株式会社三英 家族の家ひま 板橋区赤塚七 令和四年六
堂商事 わり赤塚 丁目二十五番 月一日
九号

特定医療法人 デンマークI 調布市東つつ 令和四年七
社団 研精会 NNつつじヶ じヶ丘二丁目 月一日
丘 三十六番地一

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの
で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン	代表者の氏名	高橋 潤	主たる事務所の所在地	杉並区善福寺二丁目十七番五号
一 名称	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	代表者の氏名			

永井 秀哉、上島 安裕
主たる事務所の所在地
千代田区麹町三丁目六番五号 麹町GN安田ビル四階

その他の事務所の所在地
宮城県仙台市青葉区中央二丁目七番三十号 角川ビル
五一一号

一 名称
特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン
代表者の氏名
黒鳥 英俊

三 主たる事務所の所在地
品川区東品川一丁目二十五番八号 東京サラヤビル二階

一 名称
特定非営利活動法人 R D A Japan
代表者の氏名
中田 希衣

三 主たる事務所の所在地
狛江市中和泉五丁目三十九番十五号

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二

百四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 R D A J a p a n

二 代表者の氏名

中田 希衣

三 主たる事務所の所在地

狛江市中和泉五丁目三十九番十五号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

フレンテ笹塚

二 店舗所在地

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

三 設置者名

京王重機整備株式会社

四 設置者住所

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

五 変更前の設置者の代表者名

越水 陽太郎

六 変更後の設置者の代表者名

寺田 雄一郎

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

ミネ医薬品株式会社ほか十八名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

ミネ医薬品株式会社ほか十七名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

ミネ医薬品株式会社ほか四名

十 変更前の小売業者の住所

渋谷区幡ヶ谷三丁目七十六番一号(ミネ医薬品株式会社)

十一 変更後の小売業者の住所

渋谷区笹塚一丁目四十八番三号(ミネ医薬品株式会社)

十二 変更前の小売業者の代表者名

渡邊 智則(株式会社スタイルフオーズ)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名

飯高 宏(株式会社スタイルフォース)ほか

十四 変更日

令和四年六月二十九日ほか

十五 届出日

令和四年十月三十一日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和四年十一月十五日から令和五年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分

正 誤

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

○令和四年十月二十一日付東京都告示第千三百八十九号

ページ一段一行 誤 正

一 下 一二、鉛及びその化合物並びに 並びに

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一〇一〇一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

